

11月は児童虐待防止推進月間です



※お住まいの地域の児童相談所に繋がります。
※24時間受付（通話無料）

あなたの電話で、守れる命があります

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など	性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病院へ連れて行かない など	心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対し暴力をふるう（面前DV） など

児童虐待が年々増えています

虐待は犯罪であり、社会全体で解決すべき問題です。「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに「☎189」へお電話ください。連絡は匿名で行うことができ、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。市では、のぼり旗の設置など、周知啓発活動に取り組んでいます。

問い合わせ＝子育て相談課 子育て相談係（☎43-2000）、新里支所市民生活課福祉係（☎74-2904）、黒保根支所市民生活課市民サービス係（☎96-2112）、お近くの民生委員・児童委員へ。

「親子で楽しめる本」を紹介します

図書館では児童虐待防止推進月間として、「親子で楽しめる本」や子育てに関する本を図書館内の特設コーナーに展示・貸し出します。ぜひ、お越しください。

期間＝11月30日（木）まで

